

宮城県学校給食用牛乳供給実施方針

「学校給食用牛乳供給対策要綱」（昭和39年8月31日付け文体給第265号，39畜A第5421号文部，農林事務次官通達。以下「対策要綱」という。）第7の1の規定に基づき，本県における学校給食用牛乳の供給価格等の決定，供給の合理化及び消費拡大に関する実施方針について，次のとおり定める。

1 学校給食用牛乳の位置付け

本県の酪農は，水田農業主体の農業構造の中で，基幹作目の1つとして重要な位置にある。しかしながら，近年，高齢化や後継者不足等を背景に，乳用牛飼養戸数，頭数ともに年々減少しており，生乳生産量も減少傾向にある。また，牛乳の消費についても，少子高齢化や他飲料との競合等により年々減少している。

こうした中，学校給食用牛乳（以下「学乳」という。）は，本県の生乳販売において一定の割合を占め，県産生乳の重要な用途となっている。また，学乳は，骨格形成の重要な時期にある児童・生徒の体位，体力の維持，向上を図るうえで重要な役割を担うとともに，本県酪農への理解を醸成し将来にわたる牛乳の需要を確保するという役割を果たしている。

こうしたことから，学乳の安定供給を，今後とも，本県の酪農振興の重要な施策として位置付けていくものとする。

2 生乳生産・乳業等の現状と課題

本県の生乳販売数量は，減少傾向にあるものの，一元的な集荷体制が確立されている。

近年の牛乳の消費の減少に伴い，加工向けの販売割合が増加したことから，県内の各生産者団体は，需給動向を踏まえた生乳の計画生産に取り組んでいる。また，生乳生産者団体や乳業者等は消費拡大に向けた取組を行っている。

県内の乳業者（飲用牛乳製造）の数は，昭和63年に14社15工場でピークとなったが，合理化の推進等により，6社6工場に減少している。各乳業者においては，引き続き効率的な生産に努めるとともに，品質及び安全性の向上を求める消費者の要望に応えるため，品質管理や衛生管理体制を整備強化していくことが必要となっている。特に学乳供給事業者においては，HACCPに沿った衛生管理を導入し，安全で品質の高い学乳の供給を推進していく必要がある。

3 牛乳消費拡大のための施策と今後の消費拡大

本県では，宮城県牛乳普及協会や生乳生産者団体，乳業者等が，イベントや広報宣伝活動等を通じて，牛乳・乳製品の機能性・有用性に関する情報発信や，消費者の酪農に対する理解醸成に

努めている。県においても、これらの団体と連携・協力することにより、牛乳・乳製品の消費拡大を推進している。「学校給食用牛乳供給事業」については、牛乳の消費を維持し、本県酪農の発展を図るための重要な施策と位置付けており、今後とも、県教育委員会（以下「教育委員会」という。）等との連携により、効率的で安定的な学乳の供給に努めるものとする。

4 学校給食への牛乳供給に係る方針等

本県では、学乳の供給価格等の決定、供給の合理化及び消費拡大について、次により行うものとする。

(1) 供給価格等の決定について

イ 公正な競争条件の確保措置

学乳の供給価格及び供給事業者については、対策要綱第6の1の規定を踏まえ、安定的かつ効率的な供給を確保するため、別に定める「宮城県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」（平成12年6月14日施行。以下「決定要領」という。）に基づき、競争条件を整備し、公正に決定するものとする。

ロ 学乳価格等の算定方法及び牛乳代金の配分機関

学乳の供給価格は、毎年度、決定要領により定められた区域ごとの価格とする。また、学乳の保護者負担額は、学乳の児童・生徒の体位、体力の向上に対する貢献度等の公益性及び牛乳消費量の安定的拡大の推進の観点から、原則として県内同一の負担額とし、その額は決定要領に基づき算定する。

保護者からの牛乳代金の徴集は、公益財団法人宮城県学校給食会と宮城県牛乳協会が連携して行い、供給事業者への牛乳代金の配分機関は、宮城県牛乳協会とする。

(2) 供給の合理化について

学乳の供給においては、教育委員会、供給事業者等関係機関と連携し、安全で品質の高い牛乳の効率的、安定的な供給を促進する。特に、供給条件の不利な区域にあっては、学校関係者や供給事業者等関係機関による供給格差の分析や効率的配送、受入れについての協議、調整を促進することにより合理化を図り、保護者負担の軽減に努める。

(3) 消費の拡大について

児童・生徒の積極的な牛乳の飲用を促進するため、教育委員会や環境衛生部門と連携し、県産牛乳の安全性に関する情報を発信していくことにより、消費の拡大に努めるものとする。